

経済の好循環実現検討専門チーム 運営要領（案）

「経済の好循環実現検討専門チーム」の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 「経済の好循環実現検討専門チーム」の座長は、必要に応じ、外部有識者その他関係者の出席を求めることができる。
2. 会議は原則として非公開とする。
3. 会議の配布資料、議事要旨は原則として公表する。ただし、「経済の好循環実現検討専門チーム」の座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部または一部を公開しないものとするができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、メンバーの追加・変更や議事要旨に係る事項については、「日本経済の実態と政策の在り方に関するワーキング・グループ」の主査の了解を得て「経済の好循環実現検討専門チーム」の座長が決定することとする。